

## 明治二十二年法律第三十四号

明治二十二年法律第三十四号（決闘罪ニ関スル件）

第一条 決闘ヲ挑ミタル者又ハ其挑ニ応シタル者

ハ六月以上二年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第二条 決闘ヲ行ヒタル者ハ二年以上五年以下ノ

拘禁刑ニ処ス

第三条 決闘ニ依テ人ヲ殺傷シタル者ハ刑法ノ各

本条ニ照シテ処断ス

第四条 決闘ノ立会ヲ為シ又ハ立会ヲ為スコトヲ

約シタル者ハ証人介添人等何等ノ名義ヲ以テス

ルニ拘ラス一年以下ノ拘禁刑ニ処ス

情ヲ知テ決闘ノ場所ヲ貸与シ又ハ供用セシメ

タル者ハ罰前項ニ同シ

第五条 決闘ノ挑ニ応セサルノ故ヲ以テ人ヲ誹毀

シタル者ハ刑法ニ照シ誹毀ノ罪ヲ以テ論ス

第六条 前数条ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ其重

キモノハ重キニ從テ処断ス

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日